

学校給食用牛乳供給事業実施要領

平成22年6月22日付け 22農畜機構第1311号承認
平成22年6月2日 茨牛組 第11号

第1 趣旨

茨城県牛乳協同組合（以下「組合」という。）は、学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部農林両事務次官通知。以下「対策要綱」という。）、学校給食用牛乳供給対策要領（平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。）及び学校給食用牛乳供給事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「実施要綱」という。）に基づき、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給することを推進するため、安定的な供給、消費量の維持・拡大に係る経費を補助することとし、この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）同施行令（昭和30年政令第255号）に定めるほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 事業実施者

この事業の実施者は、学校の開設者等及び乳業者若しくは乳業者が構成する組織（以下「乳業者等」という。）並びに対策要領第4の3の機関とする。なお、対策要領第4の3の機関は、給食費から牛乳代金の徴収、供給事業者への支払い等の精算事務を県内において一元的に取り扱う機関であること。

第3 事業内容

この事業の内容は、次に掲げるものとする。なお、補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるところによる。

また、対策要領第2に定めるところによらないで学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する学校の開設者を対象として実施することができないものとする。

1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

(1) 学校給食用牛乳の安定的な需要を確保し、かつ、保護者負担額の軽減を図るために、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づく掛り増しとなる経費相当額（以下「掛増し相当額」という。）を軽減するための補正額（以下「補正額」という。）を供給数量に応じて対策要領第2に定めるところにより決定した供給事業者に交付。

(2) 200cc当たりの補正額は、対策要領第2の1の区域ごとに次の式により定めるものとする。

ア 掛増し相当額が一定額以下の場合

$$\text{補正額} = \text{掛増し相当額} \times \text{軽減率}$$

イ 掛増し相当額が一定額を超える場合

掛増し相当額が一定額までは一定額に軽減率を乗じた額とし、一定額を超える部分については定額とする。

注1 掛増し相当額とは、対策要領第2の3の(3)で決定した200cc当たりの供給価格について基準価格を上回る額をいう。

2 基準価格とは、対策要領第2の3の(3)で決定した区域ごとの供給価格を当該年度の供給見込み数量で加重平均した200cc当たりの県平均価格又は当該県平均価格の全国平均価格を勘案して独立行政法人農畜産業振興機構理事長が別に定める金額のいずれかとする。

3 軽減率については、県知事が、学校給食用牛乳の需要の安定を図る観点から掛増し相当額の程度及び需要の状況を勘案して決定するものとし、その上限は2分の1とする。

4 一定額については、県知事が、学校給食用牛乳の需要の安定を図る観点から掛増し相当額の程度及び需要の状況を勘案して決定するものとし、その下限は6円とする。

(3) なお、事業実施者が、対策要領第4の3の機関であった場合は、(2)の補正額を基礎とし、供給数量に応じ、掛増し経費の軽減が確実に行われること。

2 飲用拡大推進事業

学校給食用牛乳の消費拡大を促進するため、アからウの奨励金を供給数量に応じて対策要領第2に定めるところにより決定した供給事業者、学校の開設者等に交付するものとする。

(1) 大型容器飲用促進

学校給食用牛乳供給について、学校単位で1人当たりの牛乳容器を通常容器(200cc)から大型容器(250cc又は300cc)に切り替えた場合の大型容器の牛乳を対象とした大型容器飲用奨励金。ただし、この奨励金の交付対象期間は、大型容器に切り替えた年度から起算して3年度を経過した年度までとする。

(2) 新規飲用促進

新たに学校給食用牛乳の飲用を開始した学校に供給される牛乳を対象とした新規飲用奨励金。ただし、この奨励金の交付対象期間は、学校給食用牛乳の供給を開始した月から起算して12カ月以内とする。

(3) 未実施日追加飲用促進

前年度(対象期間は、4月から12月とする。以下この事業において同じ。)の供給実績日数が前年度の県平均供給実績日数未満の学校において、当該年度で前年度の県平均実績日数以上の実績日数となった場合、前年度の県平均供給実績日数を超えた供給日数に相当する供給本数を対象とした追加飲用奨励金

3 安全性向上推進事業

安全で品質の高い牛乳を学校給食用に供することを推進し、かつ、保護者負担額の軽減を図るために、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項に基づく総合衛生管理製造過程を経て、製造又は加工することについての承認(HACCP承認)を受けている乳業工場から供給される牛乳を対象として、奨励金を供給数量に応じて対策要領第2に定めるところにより決定した供給事業者等に交付する。

第4 事業実施期間

この事業の実施期間は、平成22年度とする。

第5 補助金に係る事項

1 補助金の交付申請

- (1) 事業実施者は、補助金の交付を受けようとする場合は、茨城県牛乳協同組合理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期日までに別紙様式第1号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、(1)の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 変更承認の申請

事業実施者は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 事業実施者の変更

3 概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額の80%を限度として補助金の概算払いをすることがあるものとする。
- (2) 事業実施者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 実績報告書

- (1) 事業実施者は、補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日までに別紙様式第4号の学校給食用牛乳供給事業実績報告書を理事長に提出するものとする。
- (2) 事業実施者は、1の(2)のただし書きにより交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告する。
- (3) 事業実施者は、1の(2)のただし書きにより交付申請した場合において、(1)の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の学校給食用牛乳供給事業に係る仕入に係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（(2)の規定に基づき減額した場合は、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を理事長に返還しなければならない。

- 5 対策要領第4の3の機関より補正額の交付を受ける供給事業者は、理事長を対策要領第4の3の機関の長に読みかえ、1から4の手続きを行うものとする。

第6 事業の評価

事業実施者は、第3の事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

1 評価計画（事業実施計画検証シート）の作成

事業実施者は第5の1の（1）の補助金交付申請書を提出するに当たっては、事業効果に関する評価計画書（事業実施計画検証シート）を作成するものとする。

2 評価実績の報告

事業実施者は第5の4の実績報告書を提出するに当たっては、1に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書をもって評価実績を報告するものとする。

第7 帳簿等の整理保管等

1 帳簿の整理保管

事業実施者は、この事業に係る補助金の経理及び内容を明らかにした書類、帳簿並びにこれに係る証拠書類を整理保管するものとし、その保存期間は、当該事業完了後5年間とする。

2 事業実施状況の徴取等

理事長は、実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について必要に応じ調査し又は報告を求めることができるものとする。

3 その他

理事長は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この実施要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	供給事業者が、学校給食用牛乳の安定的需要の確保を図るため、補正額を交付するのに要する経費	定 額
2 飲用拡大推進事業	供給事業者が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費	
(1) 大型容器飲用促進	供給事業者への大型容器飲用奨励金の交付	1日1本当たり奨励金 250cc飲用の場合 2. 65円 300cc飲用の場合 3. 10円
(2) 新規飲用促進	供給事業者への新規飲用奨励金の交付	1日1本当たり奨励金(200cc当たり) 4. 40円
(3) 未実施日追加飲用促進	供給事業者への追加飲用奨励金の交付	1日1本当たり奨励金 4. 40円
3 安全性向上推進事業	供給事業者が、学校給食用牛乳の安全性向上を推進するため、HACCP取得工場から供給された数量に応じて奨励金を交付するのに要する経費	1日1本当たり奨励金 0. 2円

別紙様式第1号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所
事業実施者名
代表者氏名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙1「学校給食用牛乳供給事業実施計画」のとおり
- 3 事業効果の評価計画
別紙2「平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価計画書」のとおり
- 4 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業	円	円	円	
2 飲用拡大推進事業				
(1) 大型容器飲用促進				
(2) 新規飲用促進				
(3) 未実施日追加飲用促進				
3 安全性向上推進事業				
計				

(注) 事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

- 5 事業開始及び完了予定年月日

別紙様式第1号の別紙1

学校給食用牛乳供給事業実施計画

1 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

区域	区域別供給価格	基準価格	事業の対象となる格差	軽減率	一定額以下	一定額超	補正額	当該年度供給見込数量	補助金
	円	円	円/本	%	円/本	円/本	円/本	本	円
計									

- (注) 1 「区域」は、実施要領第5の1の区域をいう
 2 「軽減率」は50%を上限に知事が決定した率とする
 3 「一定額」は6円を下限に知事が決定した額とする
 4 上記表は事業の対象となる格差が生じる区域について記入する
 5 格差が一定額以下の場合 補正額＝格差×軽減率
 6 格差が一定額を超える場合は、格差が一定額までは一定額に軽減率を乗じた額、一定額を超える部分については定額とする
 7 学校ごとの内訳は、別紙①のとおり

2 飲用拡大推進事業

(1) 大型容器飲用促進

飲用形態(単価)	学校数	供給形態	供給本数	総供給本数	事業費	備考
250cc (2.65円)		全乳形態	A 本	A+B 本	円	
		全乳形態以外	B 本			
300cc (3.10円)		全乳形態	A 本	A+B 本		
		全乳形態以外	B 本			
計						

- (注) 1 全乳形態以外とは「国産100%」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又ははっ酵乳のことである
 2 供給本数は実本数で記入すること
 3 学校ごとの内訳は、別紙②のとおり

(2) 新規飲用促進

学校数	供給形態	供給本数	総供給本数	単価	事業費	備考
	全乳形態	A 本	A+B 本	4.40円	円	
	全乳形態以外	B 本				

- (注) 1 全乳形態以外とは「国産100%」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又ははっ酵乳のことである
 2 供給本数は、200cc換算すること
 3 学校ごとの内訳は、別紙③のとおり

(3) 未実施日追加飲用促進

学校数	対象本数	単価	事業費	備考
		4.40円	円	

- (注) 1 供給本数は、実本数で記入すること
 2 学校ごとの内訳は、別紙④のとおり

2の計

区 分	事業費	負担区分	
		補助金	その他 ()
(1) 大型容器飲用促進	円	円	円
(2) 新規飲用促進			
(3) 未実施日追加飲用促進			
合 計			

3 安全性向上推進事業

対象年度	学校数	供給本数					総供給本数	事業費	備考
		200cc	250cc	300cc	全乳形態以外	調理用(200cc換算)			
		A 本	B 本	C 本	D 本	E 本	A+B+C +D+E 本	円	
計									

- (注) 1 対象年度欄には、奨励金交付を開始して何年目かを記入すること
 2 事業費は、小数点以下の端数を切捨てること
 3 大型容器(250cc又は300cc)等による飲用については、200cc換算しないこと
 4 調理用牛乳については、200cc換算すること
 5 全乳形態以外とは、「国産100%」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又ははっ酵乳
 6 学校ごとの内訳は、別紙⑤のとおり

別紙様式第1号の別紙1の別紙①

学校給食用牛乳の安定的需要確保対策事業対象学校等の内訳

学校区分	所在地及び学校名		地域基準価格	1本当たりの供給価格	年間供給計画（実績）本数（A）（200cc換算）			
	市町村名	学校名			学期別供給計画（実績）本数：（A）の内訳			
					1学期	2学期	3学期	
小学校			円/本	円/本	本	本	本	本
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
中学校					()	()	()	()
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
夜間高校					()	()	()	()
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
特別支援学校					()	()	()	()
					()	()	()	()
	計	校			()	()	()	()
合計 校					()	()	()	()

記入注意

1. 別紙様式第1号の別紙1の①の記入注意に準じて記入すること。
2. 供給本数は、200ccに換算した本数を記入すること。
3. 調理用を含めること。
4. 全乳形態以外での供給がある場合は、内数で（ ）に記入すること。

別紙様式第1号の別紙1の別紙②

大型容器飲用促進対象学校等の内訳

学校区分	所在地及び学校名		供給対象人員	当該年度新たに大型容器による飲用を開始する場合における年間供給計画（実績）本数（250ccまたは300ccの飲用本数）	大型容器による飲用を開始して2年目から3年目以内の年間供給計画（実績）本数（250ccまたは300ccの飲用本数）
	市町村名	学校名			
小学校				()	()
				()	()
	計	校		()	()
中学校				()	()
				()	()
	計	校		()	()
夜間高校				()	()
				()	()
	計	校		()	()
特別支援学校				()	()
				()	()
	計	校		()	()
合計	校			()	()

記入注意

1. 小計欄における学校数については、分校は1校とみなす。
2. 小中一貫校については、学校は小学校とする。児童・生徒は小学生又は中学生のそれぞれに分類すること。
3. 給食センターは学校数に含めない。
4. 「供給対象人員」欄の人員は、計画時には当該学校における当該年度当初の供給対象人員を記入し、実績時には第2学期の供給対象人員を記入すること。
5. 「学校区分」欄の「中学校」には、中等教育学校の前期課程を含み、「夜間高校」には、中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程を含む。
6. 全乳形態以外とは、「国産100%」の乳原料を主原料とした成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又ははっ酵乳。
7. 250cc、300ccによる供給については、200cc換算しないこと
8. 調理用は含めないこと
9. 250cc、300cc両方の飲用がある場合は、別葉で記載すること
10. 全乳形態以外での供給がある場合は、内数で（ ）に記入すること

別紙様式第1号の別紙1の別紙③
新規飲用促進対象学校等の内訳

学校区分	所在地及び学校名			年間供給計画（実績）本数（200cc換算）					学校ごと奨励金4.40円 ×本数	
	市町村名	学校名	供給対象人員	全乳形態				全乳形態以外の供給本数		
				200ccによる供給本数	250ccによる供給本数	300ccによる供給本数	()ccによる供給本数			
小学校			人	()	本	本	本	本		円
				()						
	計	校		()						
中学校				()						
				()						
	計	校		()						
夜間高校				()						
				()						
	計	校		()						
特別支援学校				()						
				()						
	計	校		()						
合計	校			()						

記入注意

1. 別紙様式第1号の別紙1の別紙①の記入注意に準じて記入すること。
2. 供給本数は、200ccに換算した本数を記入すること。
3. 調理用については、200cc換算して「年間供給計画（実績）本数」欄の本数として計算するとともに、内数で（ ）に記入すること。
4. 「学校ごと奨励金額」は、小数点以下の端数を切り捨てること。

別紙様式第1号の別紙1の別紙④

未実施日追加飲用促進対象学校等の内訳 (注) 実績報告時のみ提出することとする。

学校区分	所在地及び学校名			前年度都道府県学校種別平均供給実績日数 (B)	本年度供給実績日数 (C)	増加日数 (D) = (C - B)	対象本数 (E) = (D × A)	学校ごと奨励金 4.40円 × (E) 円
	市町村名	学校名	供給対象人員 (A)					
小学校			人	日	日	日	本	円
	計 校							
中学校								
	計 校							
夜間高校								
	計 校							
特別支援学校								
	計 校							
合計 校								

記入注意

1. 別紙様式第1号の別紙1の別紙①の記入注意に準じて記入すること。
2. 「供給対象人員」欄の人員は、第2学期の供給対象人員を記入すること。
3. 「前年度都道府県学校種別平均供給実績日数」及び「本年度供給実績日数」算出にあたっては、以下の点に注意すること。
 - (1) 供給本数は、200cc換算しないこと。
 - (2) 調理用は含めないこと。
 - (3) 供給実績本数を、第2学期の供給対象人員で除して得た数字を記入すること。なお、小数点以下の端数については、少数第2位を切上げ第1位まで記入すること。
4. 増加日数(D)は、小数点以下の端数を切捨てること。
5. 「学校ごと奨励金額」は、小数点以下の端数を切り捨てること。

別紙様式第1号の別紙1の別紙⑤

安全性向上推進事業対象学校等の内訳

学校区分	所在地及び学校名		対象年度	年間供給計画（実績）本数					
	市町村名	学校名		全乳形態			全乳形態以外の供給本数	調理用本数 (200cc換算)	
				200ccによる供給本数	250ccによる供給本数	300ccによる供給本数			
小学校				本	本	本	本	本	本
	計 校								
中学校									
	計 校								
夜間高校									
	計 校								
特別支援学校									
	計 校								
合計	校								

記入注意

1. 別紙様式第1号の別紙1の別紙①の記入注意に準じて記入すること。
2. 調理用については、200ccに換算した本数を記入すること。
3. 対象年度欄には、奨励金交付を開始して何年目かを記入すること。

平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価計画書（事業効果の評価実績書）
 （平成 年度学校給食用牛乳供給事業実施計画検証シート）

事業区分	期待する効果 （目 標）	効果を得るための 具体的な取組計画	計画の必要性 及び有効性	効果測定のおえ方 （達成度測定手法）	評 価
1 学校給食用牛乳安定需要確保対 策事業 2 飲用拡大推進事業 （1）大型容器飲用促進 （2）新規飲用促進 （3）未実施日追加飲用促進 3 安全性向上推進事業					
全 体					

- 注1 事業実施計画等提出時は、「期待する効果」、「効果を得るための取組計画」、「計画の必要性及び有効性」、「効果測定の考え方」を記載して事業評価計画書（事業実施計画検証シート）とする。
- 2 「効果測定の考え方」は、実績報告時の「評価」を念頭において記述すること。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標をできるかぎり記述すること。
 - 3 事業実績報告書提出時は、1の計画書の各欄を実績に置き換えるとともに、「効果測定の考え方」に基づいて「評価」の欄を記載し、事業評価実績書とする。目標設定・評価の対象とする事業内容については、達成すべき成果目標に係る具体的数値目標についてその実績を記述し評価を行うこと。
 - 4 事業区分ごとに記載するとともに、全体の事業効果についても記載すること。

別紙様式第 2 号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所
事業実施者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知があった学校給食用牛乳供給事業について、下記のとおり変更いたしたいので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第 5 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙 1 「学校給食用牛乳供給事業計画書」のとおり
(別紙様式第 1 号の別紙 1 に準ずる)
- 3 事業効果の評価計画
(別紙様式第 1 号の別紙 2 に準ずる)
- 4 事業に要する経費及び負担区分
(別紙様式第 1 号に準ずる)
- 5 事業開始及び完了予定年月日

注 1. 記の記載要領は、別紙様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所
事業実施者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった学校給食用牛乳供給事業について、下記により金 円を概算払により交付されたく、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の3の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業の遂行状況 (平成 年 月 日見込み)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ③-④	備考
	事業費 ①	補助金	事業費 ②	補助金 ③	出来高 ②/①			
	円	円	円	円	%			
計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業遂行状況を別紙様式第1号に準じて作成し、添付すること。

2 振込先

平成 年度学校給食用牛乳供給事業実績報告書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所
事業実施者名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった学校給食用牛乳供給事業について、下記のとおり実施したので、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の4の(1)の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙1「学校給食用牛乳供給事業実績書」のとおり
(別紙様式第1号の別紙1に準ずる)
- 3 事業効果の評価実績
別紙2「平成 年度学校給食用牛乳供給事業効果の評価実績書」のとおり (別紙様式第1号の別紙2に準ずる)
- 4 事業開始及び事業完了年月日
- 5 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既概算払 受領額	今回精算 払請求額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円
計						

(注) それぞれの事業項目ごとに記載すること。

- 6 振込先

別紙様式第5号

平成 年度学校給食用牛乳供給事業に係る仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

茨城県牛乳協同組合理事長 殿

住 所
事業実施者名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 号で補助金交付決定のあった学校給食用牛乳供給事業補助金について、学校給食用牛乳供給事業実施要領第5の4の(3)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入に係る消費税等相当額 円を返還します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。